

第 2 回大竹市地域公共交通活性化協議会

記 録 票

日時：平成 27 年 12 月 22 日(火)

午後 2 時 00 分～

場所：大竹市役所 3 階大会議室

出席者等：別紙「名簿」のとおり

1 開 会

自治会連合会（女性部）役員改選に伴う新任委員の紹介（大越委員）

会長挨拶

2 議 題

(1) 大竹・栗谷線バスの事業計画の変更について

【事務局長】資料 1-2 により、運行状況を説明。資料 1-1, 1-3, 1-4, 1-5, 1-6 により、事業計画の変更内容を説明。

地区の人口の減少等により利用者は減少傾向にあり、運賃収入も減少し市の負担額は年々増えている。この状況を踏まえて、栗谷地区、松ヶ原地区で座談会を 2 回開催し、意見・要望を基に変更案を作成した。

運行ルートは、上り第 3 便、下り第 3 便を大竹駅発着に変更する。松ヶ原町上ノ原地区を経由するルートに変更（全便）する。

バス停は、運行ルートの変更に伴い、上ノ原地区にバス停「上条」を新設する。既設「松が原学校」バス停の名称を「大畑」に変更する。

運行ダイヤは、運行ルートの変更に伴い、改正する。併せて、運行間隔や乗り継ぎを考慮しダイヤを改正する。

運賃は、バス停の新設に伴い、改正する。

実施予定日は、平成 28 年 4 月 1 日（金）とする。

○質 疑 等

【委員】栗谷線バスの上り第 3 便の大竹駅着は 15:40 であるが、こいこいバスの大竹駅発も 15:40 で同時刻である。同じバス停に入るが大丈夫か。

【事務局長】こいこいバスは 15:40 定刻に発車し、栗谷線は路線バスであり早く着くことは考えられない。

【委員】栗谷線からこいこいバスへの乗り継ぎは大丈夫か。

【委員】大竹駅着の栗谷線バスで、こいこいバス（玖波駅行き）に乗り継ぐことはないと思われるが、あった場合の対応をどうするか。

【会長】栗谷線バスの乗務員に玖波方面への乗り継ぎは、大竹駅手前のバス停を利用するよう周知してもらいたい。

【事務局長】周知する。

⇒

承 認

(2) 坂上線バスの事業計画の変更について

【事務局長】 資料 2-2 により、運行状況を説明。資料 2-1, 2-3, 2-4, 2-5, 2-6 により、事業計画の変更内容を説明。

岩国市立美和中学校に通学する生徒の利便性を向上させるため変更する。

運行ルートは、下り（大竹駅⇒鮎谷）第 1 便の終点を美和総合支所に変更する。

バス停は、美和総合支所内に新設する。

運行ダイヤは、運行ルートの変更に伴い、改正する。

運賃について、運行ルートの変更に伴い、改正する。

実施予定日は、平成 28 年 4 月 1 日（金）とする。

なお、岩国市公共交通会議は平成 28 年 2 月に開催する予定である。

○質 疑 等 なし

⇒

承 認

(3) 栄ぐるりんバスの運行計画の変更について

【事務局長】 資料 3-2 により、運行状況を説明。資料 3-1, 3-3 により、運行計画の変更内容を説明。

運行経費を削減して運営状況を改善させるため、運行計画を変更する。

平成 25 年 9 月から週 3 日運行を週 6 日運行に変更するとともに、1 日 11 便から 14 便に増便した。平成 26 年度の 1 便当たりの利用者数は 1.85 人、平成 27 年度は 11 月末までで 1.42 人となっている。運行委員会の当面の目標である収支率 15%は達成できていない。利用の少ない祝日と土曜日の運行をやめ、運行経費を削減し収支率を改善する。

実施予定日は、平成 28 年 2 月 1 日（月）とする。

○質 疑 等 なし

⇒

承 認

(4) 湯舟のりあいタクシーの運行計画の変更について

【事務局長】 資料 4-2 により、運行状況を説明。資料 4-1, 4-3 により、運行計画の変更内容を説明。

利用状況を改善するため、運行計画を変更する。

平成 26 年 12 月から行き先を「ゆめタウン」に変更したが、当初見込んだほどの利用者が増えていない。

利用者の意見を踏まえて、全体的にダイヤを変更する。

実施予定日は、平成 28 年 2 月 1 日（月）とする。

運行委員会では、今回の運行計画の変更に合わせて、本格運行への移行を判断する基準を定めた。

基準は、「収支率」35%、かつ「1月当たりの利用者数」60人に定めた。

○質疑等

【委員代理】ダイヤの変更は、利用者から声があったのか。

【事務局長】利用者の声を反映してダイヤの変更（案）を作成した。

【会長】本格運行への移行について、1年程度のスパンをとるのか。

【事務局長】1年程度で継続的に基準を保てると判断したら移行する。基準が達成できなければ実証運行とする。

運行計画の変更 ⇒

承認

【会長】本格運行への移行を判断する基準についても協議会で審議することとしたい。

【委員代理】本格運行へ移行すると、住民にとって違いがあるのか。

【事務局長】本格運行への移行は、利用者にとっては変わらない。本格運行へ移行すると、地区住民にとって必要なものとなる。基準を設定することで、地区住民が守り育てる意識が醸成される。

本格運行への移行基準 ⇒

承認

(5) 栄ぐるりんバスの広告に関する取り決めの変更について

【事務局長】資料5-1、5-2により、広告に関する取り決めの変更を説明。

広告掲載のこれまでの実績は、車外広告のみであり、車内、バス停標識の広告掲載の実績はない。広告掲載を増やすため、掲載料等を改正する。

改正点について、現在バス停を5グループに分け3区画までとしていたが、バス停標識1台ごとの申し込みとする。車内広告掲載料は1か月500円を100円に、バス停標識掲載広告料は1台につき100円とする。

【会長】こいこいバスも含め、広告掲載の営業活動が必要ではないか。事務局で検討してもらいたい。

【事務局長】検討する。

○質疑等 なし

⇒

承認

3 報告事項

(1) 恵川橋橋りょう修繕工事について

【事務局長】資料6により報告。

当初の計画では本年の10月から工事着手し、3年間の工事予定であったが、工事による通行止め期間の短縮を目的に、修繕工事の工法を一部見直し、平成28年10月から工事着手し、平成29年度の完成予定となった。

工事期間中は全面通行止めになるため、こいこいバス、大竹・栗谷線バスは迂回ルートを設定する必要がある。本年6月に幹線検討分科会で協議した結果、迂回ル

トを設置した場合、玖波駅のバス停は西口とすることとなった。来年度の活性化協議会で事業計画の変更案を提出する。

○質 疑 等

【委員】 工事期間の玖波駅バス停は西口となるが、将来的にはどうなるのか。

【委員】 玖波駅東口は、サニーOS、玖波マルシェがあり、玖波まちづくり振興会としては、西口にバス停を移すのはいかななものか。検討してもらいたい。

【事務局長】 工事完了後の玖波駅バス停については、今後検討していく。

(2) こいこいバス利用実態把握アンケート調査の結果について

【事務局長】 資料7により報告

○質 疑 等 なし

(3) こいこいバスの運行状況について

【事務局長】 資料8により報告

○質 疑 等

【委員】 ゆめタウン大竹のサービス内容の表示を外した方がよいのではないかと。

利用者から、サービスに関していろいろと質問されるが、ゆめタウンが決めたサービスに関しては回答できない。

【会長】 事前にゆめタウン大竹とは協議してきたが、ゆめタウン大竹でサービスとして回数券を購入し、現状となっている。

【事務局長】 サービスの内容表示は、事務局がサービス内容をゆめタウン大竹から聞き取りその内容を掲載している。サービス用の回数券は、ゆめタウン大竹が購入して配布している。回数券の利用に関しては、利用者まかせとなっている。サービス内容の表示は外す。

【委員】 乗務員の対応については指導しているが、利用者のマナーアップについて周知を検討してもらいたい。

【会長】 アンケート結果で乗務員の対応の満足度は高い。利用者側への啓発を事務局と検討する。

(4) 本格運行への移行を判断する基準について

【事務局長】 口頭により報告

湯舟のりあいタクシー、ひまわりタクシー、栄ぐるりんバスは、本格運行を目指して現在、実証運行をしている。本格運行への移行を判断する基準については、前回の協議会で今年度中にそれぞれの運行委員会で決定していくと報告した。

湯舟のりあいタクシーについては、議題4で説明し、承認をいただいた。

ひまわりタクシーについては、現在検討中であり、年明けに運行委員会を開催し基準を決定する予定である。

栄ぐるりんバスについては、まだ運行委員会で検討していない。5月に運行委員会

の中に立ち上げた「検討部会」で今年度中に検討する。

ひまわりタクシー、栄ぐるりんバスの移行基準は、平成 28 年度の第 1 回協議会で報告する。

○質 疑 等 なし

4 その他

【委員】こいこいバスの座席が汚れている。座席のカバー（ビニール素材）を取り付けてもらいたい。

【事務局長】検討する。

【委員】ドライブレコーダーの設置をお願いしたい。

【事務局長】検討する。

【会長】安全運行が第一であり、検討する。

【委員】春にタクシー協会と大竹警察署交通課が「交通事故抑止に関する」協定を締結した。安全は全てに優先するので、安全第一で運行してもらいたい。

【事務局長】次回の協議会を開催するまでの間、暫定予算として一部執行する。

また、協議会委員の任期について、大竹市地域公共交通活性化協議会規約第 7 条第 1 項により、2 年となっている。引き続き、委員をお願いしたい。

※次回の協議会は平成 28 年 5 月か 6 月に開催予定。